

亀山市公告第38号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市建設部用地管理室に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

平成27年5月27日

亀山市長 櫻井 義之

第1

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の場所

亀山市住山町字赤坂630番地先

亀山市住山町字赤坂615番1地先

第2

1 法定外公共物の種類

河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川、水路、ため池その他これらに類するもの

2 法定外公共物の場所

亀山市住山町字赤坂615番1地先